

○伊藤委員長 次に、階猛君。

○階委員 共同会派所属の階猛です。本日はよろしく申し上げます。

まず、復興大臣にお尋ねします。

先ほど来、大臣のお話も出てきております復興の基本方針の骨子案の中から、私も抜粋したものを持ってきました。資料の一ページ目をごらんになってほしいんですが、先ほど答弁の中でも触れられた復旧・復興事業の財源というくだりがございます。

この中で私が気にしているのは、復興特別交付税という制度がございまして、現在の復興・創生期間においては、復興交付税による措置が地元負担の九五%までだということ、五%は地元負担になっているということなんですね。これが導入されたときも、それまで一〇〇%国に面倒を見てもらっていたものを変えられるということで、かなり地元からは問題視する声がありました。

これから先、新たな基本方針ができるという中で、この地元負担分が更にふえるようなことがあってはならないと思っておりますが、基本方針、年内にはまとめるということなんですが、前回の例を踏まえると、財源の地元負担の問題については、多分、来年の夏前には固まってくるんだろうと思っております。

いずれにしても、田中大臣の在任期間中にはこの地元負担の問題をどうするか結論を出すわけですが、大臣の地元負担についての考え、今までのやり方を踏襲するのか、それとも地元負担をふやすのか、気になるところですので、お答えください。

○田中国務大臣 現在、復興・創生期間後の復興事業のあり方について、関係省庁と連携しながら検討を進めております。

期間後の自治体負担についても、これまでの復興施策の総括、被災地方公共団体の要望、国と地方の適切な役割の分担、過去の大規模災害の例等を踏まえながら、期間後も対応が必要な事業を確実に実施できるよう適切に検討していかなければならない、このように思っております。

○階委員 大臣のお考えを聞いておりますけれども、復興庁というのは、ほかの省庁よりも一段上の立場に立つわけでありまして。財源をどうするかということについても主導権を持って決められる立場だと思っておりますけれども、大臣のお考えは、この地元負担をどうされるのか、お答えいただけますか。

○田中国務大臣 今もお答えを申し上げましたように、期間後も対応が必要な事業を確実に実施できなければならない。特に、私どもも先ほど来よりお話ししておりますように、これは総理がいつも言っておられることでありますが、現場主義に基づいて頑張る、被災地、被災者の皆さんの心に添って努力をしていく、こういうことでもございまして、あわせて、私たちは、この事業をとにかく完成をさせていく、地元の皆さんとともに頑張っていく、こういう思いで財源のことも議論をしてまいりたいと思っております。

○階委員 えんきよく的ではありますが、そうすると、地元負担についてはこれ以上ふやすことはないということに理解してよろしいですか。うなずいておりますけれども、いいですか。

○田中国務大臣 階委員からのお尋ねでございますけれども、今の時点では、私が精いっぱいお答えをさせていただいているということで、御理解をいただければと思っております。

○階委員 これ以上やりませんが、ぜひそこは、大臣のイニシアチブでしっかり地元への配慮をお願いしたいと思います。

さて、先ほど別な議員からも御指摘がありました三陸鉄道の件ですけれども、国交省の方からさっき答弁がありましたので繰り返しお尋ねすることはしませんが、懸念されておりました大変な経営状況にある三鉄の負担はどうやら避けられそうだし、また、地元自治体の負担も後から交付税で措置されそうだしということで、地元の負担も最終的にはなくなりそうだしというふうに理解しましたけれども、そういうことで今検討中だということで、確認

だけです、結論だけ端的にお答えください。

○江口政府参考人 お答え申し上げます。

今我々の方で検討しておりますのは、国二分の一、地方二分の一でございます。それから、地方の負担につきましては、これはほかの災害を受けた施設と同様でございますけれども、起債が一〇〇%充当、これに対して、一般の交付税で九五%充当ということとを今検討しているところでございます。

○階委員 わかりました。最終的には地元負担は半分のうちの五%、二・五%ということと考えているということですね。

そこで、東日本大震災のときは、恐らくここは復興交付税だったと思いますので、一〇〇%国が最終的には負担するということがあったと思いますが、これも確認ですけれども、それでよろしいですか。

○江口政府参考人 今お答えしましたとおり、地方の負担分についてでございますか。

地方の負担分については、繰り返しになりますが、起債が一〇〇%充当、それに対して、元本償還の九五%について普通交付税が措置される方向で今調整をしている……(階委員「ごめんなさい、東日本大震災のときどうだったか」と呼ぶ)東日本大震災のときには、一〇〇%特別交付税で措置されたと承知しております。

○階委員 それで、今確認したとおりでありまして、東日本大震災のときには、地元負担が最終的には全くなかった、一〇〇%国の負担だったということなんですね。今回は、二・五%であるけれども地元負担が生じるというふうに、少し変化しているわけです。

ところで、さっき大臣が読み上げられましたけれども、前回の復興・創生期間の基本方針では重要なことを書いていると思っております。「今後の復興・創生に当たっては、「まちに人が戻る」ことを目指すのみならず、被災地外からも多くの方々が訪問し、あるいは移り住むような、魅力あふれる地域を創造することを目指す。」先ほど大臣もこの部分を読み上げられました。

その上で、被災地を結ぶ三陸鉄道のような施設というのは非常に重要だと思っております。私は、本来、国交省にこの復旧を任せるのではなくて、この復興の基本方針のまさに範囲内の事業であるということで、復興庁がまさにワンストップ機能を発揮してこれをやるべきではなかったかと。

したがって、東日本大震災の被災時と同じように、一〇〇%国が面倒を見るということでもよかったのではないかと考えておりますが、この点、大臣、いかがでしょうか。

○田中国務大臣 私もせんだって三陸鉄道の現場の状況について視察をさせていただいて、社長始め関係者の皆さんからも丁寧な御説明をいただいたところでございます。

三陸鉄道の役割についても階委員が御指摘のとおりだと思いますし、早く復旧ができるように、国交省とも、また関係省庁ともしっかりと努力をしてまいりたいと思っております。

復興予算云々ということについては、完成をした後に実は残念ながらこれだけの水害があつてこのような状況になっているということ、私も復興大臣としては、十分承知して、多分階委員もお尋ねだと思います。

いずれにしましても、関係省庁と協議をしながら対応していく、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○階委員 大臣がおっしゃりたいことは、一回でき上がったものがまた被災した場合は、復興庁の事業から外れるということなんだろうと思います。

しかし、復興の大目標というのは先ほど大臣もおっしゃったところにあるわけですね。その目標にとって必要なものであれば、復興庁がイニシアチブを持って進めるということが私が大事だと思いますよ。これができないんだったら、ワンストップということが全く絵に描いた餅になると思えます。ワンストップを貫徹していただきたいですし、また今回の基本方針もこうした大目標を掲げるべきだと思っております。

骨子案の中には、先ほどの復興・創生の基本方針にあったような大目標、単に人が戻ってくるだけではなくて、多くの人に来て、移り住むような、魅力あふれる地域を目指すといったようなことはございません。ちゃんとした大目標を立てた上で、それに沿うような

事業を復興庁がワンストップで進める、こういうことをやっていただきたいと思います。大臣の見解をお願いします。

○田中国務大臣 もう一般論の話は申し上げません。

復興庁としては、東日本大震災からの復旧復興の進捗にできる限り支障を来さないことを重要に考えておりまして、関係省庁と密に連携をとりながら努力をさせていただき、こういうことで御理解をいただきたいと思っております。

○階委員 本当に、基本方針を年内にまとめるということなので、しっかりと、何をやるかという羅列だけではなくて、何をを目指すのか、ゴールを書いてください。それをお願いします。

あと、具体的なことを二つほどお尋ねしたいと思っております。

復興事業で造成した土地を今回の台風で被災した方々の住宅の再建に利用するということをやってみてはどうかということ、地元の方々からも聞いております。そして、現在、津波で被災された方々のために造成した土地に余りがあるような状況もあるわけです。この空き地を埋めるということ、そして、台風で被災された方々がまた同じところに住んで被災されないようにするためにも積極的な空き地の活用をすべきではないかと思っておりますが、大臣の見解をお願いします。

○田中国務大臣 防災集団移転促進事業で造成した区画での住宅再建を移転対象者が希望しない場合、あきが生じておるわけですが、台風による被災者も含めた一般の方への分譲、賃貸することは可能であるというふうに考えます。この場合、分譲価格だとか賃借料については自治体の判断によって設定されることが妥当であろう、このように思っております。

なお、土地区画整理事業によって造成した区画の大部分は民有地でありまして、所有者の意向を尊重する必要があると思っております。自治体によっては、土地の所有者と利用者の、買い主、借り主とのマッチングを行っているところもございまして、このような取組の活用も考えられるのではないかと考えております。

○階委員 その点についても、もともと住んでいたところの買上げも含めて検討していただきたいと思っております。

最後に、被災された方の住宅再建に関して、以前、これは河野大臣が防災担当大臣のときに、被災者再建支援制度の拡充について議論したことがありまして、河野大臣からは、保険制度をより活用してもらうようにということを入念に力を入れるべきだというような答弁がありました。資料の三ページ目につけております。きのう、レクの際に、この点どうなっているんだというふうに役所の方に聞いたところ、残り保険制度の活用ということは進んでいないようでした。

ここから質問ですけれども、最後のページ、保険でカバーできていれば災害損失ということが余り広がらないわけですが、保険の活用状況もよくわからないという中で、税法上、災害損失控除というものを認めて、災害でこうむった損失については、人的控除、配偶者控除とか扶養控除、こういったものの後に災害損失控除というものを行う、これを十年間繰越しを認めていくことによって、税負担を軽くして、住宅再建にもプラスになるようにしていったらどうかということが、東北税理士会を中心に、全国の税理士会から要望が来ております。

最後に、この点、財務省から検討状況をお聞かせいただけますか。

○住澤政府参考人 お答え申し上げます。

税理士会からの御提言は私どもも承知いたしておるところでございます。

それで、災害の損失でございますが、これに関しましては、今御指摘がありましたように、基礎控除などの人的控除より前に引かれる控除といたしまして雑損控除という控除がございまして、これによって所得控除ができ、三年間の繰越控除が可能とされております。

また、この雑損控除のほかに、災害減免法という法律がございまして、雑損控除との選択適用によりまして、所得金額に応じ、税額の全額免除でありますとか軽減などの措置が受けられることになっております。

また、平成二十九年度の税制改正におきまして、住宅ローン控除の特例を始めといたし

FKG004\_20200210\_090616.txt

まず災害関連税制の常設化ということが行われておりまして、災害の頻発する状況への対応ということを税制としてはこれまで行ってきたところでございます。

○階委員 更に一步踏み込んだ対応をお願いして、質問を終わります。  
ありがとうございました。